

1 保育所の整備

保育所の施設整備については、待機児童ゼロ作戦を推進するため、受入れ児童数の増大を図るために保育所の緊急整備を行うとともに、増築や低年齢児受入れ拡大のための乳児室等の整備や余裕教室等を活用した改築整備の促進、保育所分園の整備の促進等を図った。また、老朽化している保育所の改築に併せて、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時保育事業のための保育室等の整備など地域の実情に応じた効果的な整備を推進してきたところである。

平成17(2005)年度からの取組みとしては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童数が50名以上いる市町村を中心に、平成19(2007)年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の増大等を図っていくこととし、次世代育成支援対策施設整備交付金により、保育所整備の推進を図っている。

2 保育所への優先入所

保育所の入所については、保護者が希望する保育所を選択して市町村に申し込み、定員を上回る場合には、市町村が定める入所選考基準に基づき選考することになっている。

平成14(2002)年11月の母子及び寡婦福祉法の改正により、市町村が母子家庭等の児童の保育所への入所選考の際には特別な配慮を行う義務が規定されたことを受け、平成15(2003)年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」(平成15年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を通知し、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っている。

3 延長保育

保育所の11時間の開所時間を超えて、さらにおおむね30分以上の延長保育を実施する延長保育事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、次世代育成支援対策交付金において推進を図っているところである(図表3-2-1)。

図表3-2-1 延長保育事業の状況

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予 算 額	242億円	272億円	301億円	318億円	346億円
予算か所数	9,000か所	10,000か所	11,500か所	13,100か所	-
実施か所数	9,431か所	10,600か所	11,702か所	13,086か所	13,677か所(見込み)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 延長保育は平成17年度より次世代育成支援対策交付金の対象事業の1つとして推進しており、17年度予算額は交付金全体の額である。

4 夜間保育

夜間の保育需要への対応を図るため、開所時間がおおむね午前11時から午後10時である夜間保育所に対して、保育所運営費において定員によって定まる保育単価に加え、夜間保育所用単価を加算している。

また、夜間保育所として必要となる経費（1か所当たり年額150万円）を補助する夜間保育推進事業については、平成17（2005）年度予算において、対前年度20か所増の80か所分、4千万円の予算を確保した。

なお、夜間保育所の実施か所数は、平成17（2005）年10月1日現在で、66か所である（図表3-2-2）。

図表3-2-2 夜間保育所の実施か所数

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実施か所数	49か所	55か所	58か所	64か所	66か所

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 平成17（2005）年度については、10月1日現在。

5 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある子どもを保育所や医療機関などに付設された施設で一時的に預かる乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）を実施している。

この事業については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに1,500か所（全国の市町村の約4割）で実施することを目標としており、平成17（2005）年度の実施か所数は603か所（見込み）である。

6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21（2009）年度までに全国で17,500か所とすることとする（図表3-2-3）。

放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」の通知において、保護者の就業や求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて優先的に利用できるよう配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っている。

図表3-2-3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
実施か所数	11,803か所	12,782か所	13,698か所	14,457か所	15,184か所

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ
（注）数字は各年度5月1日現在のものである。